

**日本の格付会社規制の同等性に関する技術的助言（概要）**

この文書は、2009年6月12日の欧州委員会のマンデートに従って、日欧間の規制・監督の枠組みの同等性に関するCESR（欧州証券規制当局委員会）の技術的助言を提示するものである。

本評価は、金融庁により公表された格付会社に係る法令の関係部分の仮訳のレビューに基づいて行われている。具体的には、金融商品取引法、金融商品取引業等に関する内閣府令、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令、信用格付業者向けの監督指針及び関連規定に関する金融庁職員の説明に基づいている。

日本の格付会社規制の枠組みは、2010年4月1日に施行された。約20年間継続し、2010年12月31日までに有効期限が切れる既存の指定制度については、この枠組みに統合される予定である。

CESRは、日本の規制・監督の枠組みは、CESRが全般的な目標と考えている「欧州における格付の利用者が、格付会社の公正性、透明性、良好なガバナンス及び格付業務の信頼性という観点から、同等の保護を享受することの確保」を達成している点で、概して欧州規制の枠組みと同等であるとの結論に至った。

この結論に達するまでに、CESRは、欧州規則の要件を7分野（下記参照）にグループ分けし、それぞれについて、欧州の関連規則の主な目的を達成するための日本の規制・監督の枠組みの機能を評価した。

日本の枠組みは包括的であり、また、多くの点において、欧州規則に類似していると考えられる。

日本の規制には、欧州規則の目的が達成されない分野や、欠点は見られない。したがって、欧州委員会による同等性の決定の目的で、CESRが日本の規制・監督の枠組みについて提言することは、総じて何もない。

CESRは、マンデートに従い、政治性は全く考慮していない。

上記の7分野とは、1) 規制・監督の枠組みの範囲、2) コーポレート・ガバナンス、3) 利益相反管理、4) 組織の要件、5) メソドロジーと格付の品質、6) 開示、7) 実効性のある監督・執行である。

**格付会社の規制・監督に関する日本の理念及びアプローチ**

結論に至った根拠の詳細に立ち入る前に、日本の規制・監督の枠組みは、以下の点において特徴を有することを強調することが重要だと考えられる。

- ◆ 透明性と現実主義の理念
- ◆ 規制目的と非規制目的の格付を実務上区別し、全ての日本関連の格付の利用を捕捉する二段階の制度
- ◆ 日本関連と非日本関連の格付の区別
- ◆ 監督当局や市場に対し、格付会社の日常的な監督のために日本が採るアプローチや、プロセスや手続の観点から、格付会社が登録を受けるために必要と考えられることについて、指針の役割を果たす監督指針の利用
- ◆ 格付会社が法的に作成・保持を義務付けられた文書や記録について、一般に対する広範な透明性
- ◆ 欧州連合とは異なり、グループレベルで存在する一定のプロセス及び手続の活用を適格性の目的で認める格付会社のグループの取り扱い

上記二点目で言及したように、日本では、格付会社に対する規制・監督に関する二段階の制度が導入された。一段階目は、格付会社の金融庁への登録に係る。格付会社は、その格付が規制目的で利用されるためには、既存の指定格付機関制度が廃止されるまでに、金融庁の登録を受けることが必要となる。

二段階目は 2010 年 10 月の施行を予定しているが、ブローカー・ディーラーが、金融庁に登録していない格付会社によって格付された金融商品に関する契約を勧誘する時には、顧客に対して追加的な説明義務が課されることになる。

### 1) 規制・監督の枠組みの範囲

格付会社に対する規制・監督の枠組みの範囲は、欧州規則と同等と考えられる。

### 2) コーポレート・ガバナンス

日本の規制・監督の枠組みにおいて、コーポレート・ガバナンスに関する欧州規則の目的は、概して達成されていると考えられる。また、枠組みに含まれる規定は、大多数が欧州規則の規定と類似していることが指摘される。

GESR は、以下を注記する。

- ◆ モニタリング業務の責務を監督委員会の独立委員にのみ割り当てる具体的な規定がない。
- ◆ 金融庁長官は、一定の限られた状況において、格付会社の役員及び使用人の数、業務の特性、規模、複雑性その他の事情を勘案し、条件が満たされた場合、格付会社に対して、監督委員会の設置を免除することが出来る。さらに、格付会社の業務の適切性を可能とする強固なガバナンスを確保す

ることを目的とした条件が満たされるのであれば、当該免除は、金融庁長官の承認に基づき、外国の格付会社に対しても与えられる。

### **3) 利益相反管理**

日本の規制・監督の枠組みにおいて、利益相反管理に関する欧州規則の目的は、概して達成されていると考えられる。また、枠組みには包括規定が含まれており、大多数が欧州規則の規定と類似していることが指摘される。

### **4) 組織の要件**

日本の規制・監督の枠組みにおいて、アウトソース、記録保持、守秘義務を含む組織の要件に関する欧州規則の目的は、概して達成されていると考えられる。また、枠組みに含まれる規定は、大多数が欧州規則の規定と類似していることが指摘される。

重要な業務のアウトソースは、日本規制の下では認められていない。しかしながら、金融庁の登録を受け、グループで業務を行う格付会社については、一定の条件の下で、(a)業務管理体制、(b)格付方針の作成及び公表、(c)記録保持、(d)説明書類の作成及び開示について、共同で要件を満たす可能性が認められている。

### **5) メソドロジーと格付の品質**

日本の規制・監督の枠組みにおいて、メソドロジーと格付の品質に関する欧州規則の目的は、概して達成されていると考えられる。また、枠組みに含まれる規定は、大多数が欧州規則の規定と類似していることが指摘される。

格付会社には、特定のレビュー機能を定めることが要件とされている。当該機能について、格付業務に責任を負う事業業務から独立していることを具体的に求める要件はないが、当該機能には、メソドロジー、モデル、格付の主な前提について、独立した立場から定期的なレビューを行うことが含まれていると考えられる。

### **6) 開示**

欧州規則の開示要件は、(i) 格付会社が、個別の格付ごとに開示する必要がある要件と、(ii) 格付会社自身に関係する要件の二種類に明確に分けられる。

#### **(a) 格付の開示**

日本の規制・監督の枠組みにおいて、格付の開示に係る欧州規則の目的は、概して達成されていると考えられる。また、枠組みに含まれる規定は、

大多数が欧州規則の規定と類似していることが指摘される。

**(b) 格付会社とその業務に関する開示**

日本の規制・監督の枠組みにおいて、格付会社とその業務の開示に関する欧州規則の目的は、概して達成されていると考えられる。また、枠組みに含まれる規定は、大多数が欧州規則の規定と類似していることが指摘される。

**7) 実効的な監督・執行**

日本の規制・監督の枠組みにおいて、金融庁は、格付会社に対して実効的な監督・執行を可能とするような十分な権限を与えられていると考えられる。

以上